

平成23年第4回臨時会 吉 岐 市 議 会 会 議 録 (第 1 日)

議事日程 (第 1 号)

平成23年10月 7 日 午後 1 時30分開会、開議

日程第 1	会議録署名議員の指名	10番 田原 輝男 11番 豊坂 敏文
日程第 2	会期の決定	1日限り
日程第 3	議案第77号 吉岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務部長 説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第 4	議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について	保健環境部長 説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第 5	議案第79号 平成 2 3 年度吉岐市一般会計補正予算 (第 6 号)	財政課長 説明、質疑 委員会付託省略、可決

本日の会議に付した事件
(議事日程第 1 号に同じ)

出席議員 (20 名)

1 番 久保田恒憲君	2 番 呼子 好君
3 番 音嶋 正吾君	4 番 町田 光浩君
5 番 小金丸益明君	6 番 深見 義輝君
7 番 町田 正一君	8 番 今西 菊乃君
9 番 市山 和幸君	10番 田原 輝男君
11番 豊坂 敏文君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 榊原 伸君
15番 久間 進君	16番 大久保洪昭君
17番 瀬戸口和幸君	18番 牧永 護君
19番 中田 恭一君	20番 市山 繁君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 米村 和久君
事務局係長 吉井 弘二君 事務局書記 村部 茂君

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長兼病院部長 久田 賢一君
教育長 須藤 正人君 総務部長 堤 賢治君
企画振興部長 浦 哲郎君 市民部長 山内 達君
保健環境部長 山口 壽美君 建設部長 後藤 満雄君
農林水産部長 榊崎 文雄君 教育次長 村田 正明君
消防本部消防長 松本 力君 総務課長 久間 博喜君
財政課長 川原 裕喜君 病院管理課長 左野 健治君
会計管理者 宇野木眞智子君

午後 1 時 30 分開会

議長（市山 繁君） 皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は 20 名であり、定足数に達しております。

ただいまから、平成 23 年第 4 回 壱岐市議会臨時会を開会いたします。

これから、議事日程表第 1 号により本日の会議を開きます。

・

日程第 1 . 会議録署名議員の指名

議長（市山 繁君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、10 番、田原輝男議員及び
11 番、豊坂敏文議員を指名いたします。

・

日程第 2 . 会期の決定

議長（市山 繁君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

ここで、市長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成23年第4回市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、御健勝にて御出席賜り、厚くお礼を申し上げます。

まず、冒頭に、市民皆様、議員各位におわびを申し上げなければなりません。教育委員会部局の管理職員が公用車の私的使用をしたことから、9月28日付で当該職員に対し、教育委員会において懲戒処分として減給10分の1カ月と、あわせて、分限処分として課長補佐への降格処分を行ったところでございます。

たび重なる不祥事に強い憤りを感じるとともに、ここに改めて市民の皆様、議員各位に心からおわびを申し上げます。

この件を含め、たび重なる職員の不祥事について、教育長みずから行政責任を明確にするための議案を本日提出をさせていただいております。今後、二度とこのようなことが起こらないよう、職員への指導徹底、意識改革を含め、市民皆様への信頼回復に全力で努めてまいります。まことに申しわけございませんでした。

さて、九州電力玄海原子力発電所4号機の自動停止について、御報告申し上げます。

10月4日13時40分に、玄海原子力発電所4号機で復水器真空異常低という信号によりタービンが自動停止し、原子炉が自動停止いたしました。

このことにつきましては、九州電力から長崎県に13時52分に連絡が入り、14時25分、長崎県から本市に連絡があったものでございます。その後、16時30分に九州電力の記者発表が行われた資料が、17時26分に、長崎県危機管理課からファクスが本市に到着をいたしました。その内容につきましては、ただいま御説明したとおりでございますが、これにより放射線モニターの指示等に異常はなく、外部への放射能の影響はない。現在、復水器真空は回復しており、プラントは高温停止状態で安定しているというものでございました。

詳細につきましては調査中ということでございましたけれども、補修作業が行われ、原因が判明次第お知らせするということでした。

この件に関し、その後、長崎県から特別に指示はなく、本日まで九州電力、長崎県からの情報提供はございません。いずれにいたしましても、小さなトラブルでも甚大な事故につながる可能性がございます。本市といたしましては、長崎県、関係自治体と連携を密にし、その状況を注視し、対応してまいります。

さて、本日から市政懇談会をスタートいたします。本日は、石田地区を対象に農村環境改善センターで、また、12日水曜日は、筒城地区を対象に筒城公民館で開催いたします。その後、郷ノ浦町、勝本町、芦辺町と、11月25日まで実施することといたしております。

この日程につきましては、ケーブルテレビをはじめ回覧による周知を行っておりますけれども、市政懇談会は、市政の正確な情報を市民の皆様にお伝えし、御理解をいただくとともに、市民皆様の声をお聞かせいただき、それを市政に反映することを目的に開催をいたしております。昨年も多くの市民の皆様の声をお聞かせいただき、市政に活かしてまいったところでございます。本年度もぜひ多くの市民の皆様のお参加をお願いしたいと思っております。どうぞ、よろしくお願いをいたします。

また、この市政懇談会の開始前の時間を利用いたしまして、各地区ごとに市職員、嘱託職員との意見交換会を実施することといたしております。これまで、職員との意見交換会は毎年実施してまいりましたけれども、今回、改めて、不祥事等の再発防止の件や、市民皆様との協働など、腹を割って話し合いたいと考えているところでございます。

職員からもさまざまな意見を聞いて、ぜひこれをいい結果につなげていきたいと考えております。

本日提案いたしております案件は、条例改正1件、公の施設の指定管理者の指定1件、災害関連の予算案件1件の計3件でございます。

詳細につきましては、担当部長等から説明させますが、何とぞ慎重な御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第3 議案第77号

議長（市山 繁君） 日程第3、議案第77号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

市長（白川 博一君） 本日の議案の御説明につきましては、担当部長等にさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

議長（市山 繁君） 総務部長、堤部長。

〔総務部長（堤 賢治君） 登壇〕

総務部長（堤 賢治君） それでは、議案第77号について御説明をいたします。

壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、市教育委員会職員のたび重なる不祥事に伴い行政責任を明確にする

ため、教育長の現行の給料を1カ月間、10分の1減額するものでございます。

次のページをお開きください。苓岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例、苓岐市長等の給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。附則第3項の見出し中「市長及び副市長」を「市長、副市長及び教育長」に改め、附則に次の1項を加える。5といたしまして「第5条に規定する教育長の平成23年11月に支給する給料の月額、同条に定める額から100分の10を減じた額とする」、附則といたしまして、この条例は平成23年11月1日から施行する、でございます。

具体的に申し上げますと、教育長に対して来月、11月に支給する給料の月額から10%を減額いたしまして、44万640円を支給するために、所要の改正を行うものでございます。

議案関連資料といたしまして、改正条例新旧対照表をお配りをいたしておりますので、のちほどご覧いただきたいと存じます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔総務部長（堤 賢治君） 降壇〕

議長（市山 繁君） ここで、須藤教育長から発言の申し出がっておりますので、これを許します。須藤教育長。

〔教育長（須藤 正人君） 登壇〕

教育長（須藤 正人君） たび重なります不祥事、まことに申しわけございません。市民の皆様、議会の皆様におわびを申し上げます。

私の懲戒区分は戒告であります。行政責任を明確にするために、私の給料の減額を申し出ました。御承認を賜りますようお願いを申し上げます。

今後は、信頼回復に全力を挙げて取り組んでまいります。たび重なります不祥事、まことに申しわけございません。

〔教育長（須藤 正人君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案第77号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第77号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号については、委員会付託

を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第77号壱岐市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第78号

議長（市山 繁君） 次に、日程第4、議案第78号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。山口保健環境部長。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 登壇〕

保健環境部長（山口 壽美君） 議案第78号公の施設の指定管理者の指定について、御説明申し上げます。

下記のとおり公の施設の指定管理を指定する。本日提出でございます。

記、1、公の施設の名称及び位置、名称、壱岐市三島診療所、位置、壱岐市郷ノ浦町大島554番地2、2、指定管理者、壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦15番地3、医療法人玄州会理事長光武新人、3、指定期間、平成24年1月4日から平成26年3月31日。

提案理由、壱岐市三島診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の指定により、議会の議決を経ようとするものである。

続きまして、説明資料をお上げしておりますので、お聞き願いたいと思っております。

1ページ目につきましては、指定管理者申込書でございます。

続きまして、2ページ目につきましては、申込資格申立書でございます。

3ページ目の管理業務計画書について御説明します。毎週木曜日を診療日とするとしております。基本配船といたしまして、8時33分渡良莪で行かれまして、帰りが13時20分、大島発で帰るようになっております。予定といたしましては、午前9時から12時まで診療予定でございます。天候や医師の都合により時間の変更はあろうかと思っております。

診療所では次の医療行為を行うということになっております。診療所の管理者につきましては、光武良晃先生となっております。派遣医師につきましては、光武新人先生を中心に行かれるよう

になっております。ほかのスタッフにつきましては、記載のとおりでございます。

今後、議会議決を受けまして、開設の許可申請手続を、保健所を通じまして長崎県九州厚生局に保健関係事前協議等を行う予定でございます。

続きまして、4ページをお開きください。管理に関する収支計画書、平成23年度第4四半期の方でございます。1月から3月までの3カ月分でございます。

市からの管理料につきましては、なしということになっております。利用料でございますが、診療報酬といたしまして、50人の7,560円掛けるの3カ月の外来診療の基準単価で算定をしております。

支出の部でございますが、人件費といたしまして、職員給与がございます。これにつきましては、午前中を診療所の方から給与支給といたしまして、午後の分につきましては、玄州会のほうから支給をしていただくように話をいたしておるところでございます。

24年度、25年度につきましては、23年度を基本にして指定管理計画書を計画しております。

以上で、議案の説明を終わりたいと思います。よろしくお願いいたしたいと思います。

〔保健環境部長（山口 壽美君） 降壇〕

議長（市山 繁君） これから、議案第78号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 説明資料の3ページなのですが、今の部長の説明で、診療を毎週木曜日とするということですが、もし、この木曜日が休日の場合は、どういう扱いになるのかということです。

それから、診療時間が9時から12時ということでしたが、診療時間の解釈の仕方があるかと思うんですが、例えば、市民病院でしたら、受け付けは11時までになっていますよね。あれを診療時間とするのか、そこら付近がわかりませんので。12時までに患者が行けば、受けもらえるのか、どうかということで、ちょっと市民病院と対比で説明していただきたいと思います。

以上です。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 木曜日が休日の場合は休診といたします。

診療時間でございますが、基本配船といたしまして、公的機関で行きますと8時33分から13時20分の船で行き帰りをすることになっております。基本といたしましては、その9時から12時までということですが、その船の時間で、診療延長もあろうかと思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 今の最後のその診療延長もあるだろうということで、ちょっとひっかかるんですが、確かに状況によっては1週間の1回のことでございます。それから偶然に木曜日が休日だった場合は、2週間まとめてということもありますね。ここら付近で、一応基本配船で13時20分に帰るようになってますけど、その患者の何によって、それなりの延長とか何とかはやってもらえるように、そこら付近話はできてるのかどうか、そこら付近をちょっとお願いします。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 基本診療については話をしておりますが、そのケース、ケースにつきまして、具体的なことにつきましては、まだ話をきちっとはしておりません。

議長（市山 繁君） 瀬戸口議員。

議員（17番 瀬戸口和幸君） 細部までその話ができてないということなんですけど、その程度の何でよろしいんですかね。

ということは、ちょっとひっかかるんですね。いろんな何で実際話したけど、このとおりでできなかったということがまた起こってくるんじゃないかというのがちょっと心配があるんですけど。そこら付近はどう考えておられますか。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 今回の診療施設につきましては初めてのことでございます。いろいろのケースがあるかと思いますが、今後、状況に応じて協議していきたいと思っております。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） 今回、三島地区に、無医地区であったところに懸案である診療所が開設されるということは、大変喜ばしいことであると思います。

しかし、今、指定管理に関して、住民の皆さんもいろいろ、報道や何やらで、こういうのをあれしたんじゃないかというようなあれがありますので、公募したのかですね。指定管理をする上で、どういう形でされたのか。いわゆる公募して、この方が応募されたという形の形態をとられたのかどうか、その指定管理の選定のあり方についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 山口保健環境部長。

保健環境部長（山口 壽美君） 渡良の三島につきましては、今まで無医地区であるので、いろいろ診療所等を開設してほしいという要望がずっとあっておりました。

その中で、医師確保の問題等々でなかなか診療所開設に至っておりませんでした。で、このた

び地元の要望で玄州会と話をされまして、玄州会の理事長さんが無医地区をなくしたいと思う強い思いがありまして、実現できたところでございます。公募はいたしておりません。

議長（市山 繁君） 音嶋議員。

議員（3番 音嶋 正吾君） たしか3月の定例議会であったかと思えます。地元の久間議員から、そうした一般質問がなされました。私もそのとき、大変いいことだなと考えておりました。ですから、いわゆるそうした使命感でやっていただける方がいらっしゃるわけですから、そのことを私はお尋ねをしたかったんです。どういう形で、こういう喜ばしい形態になったのかということをお尋ねして、市民の皆さんにそのことを知らしめることは当然であると考えたから、質問いたしました。よろしく。以上で、答えは要りません。

議長（市山 繁君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第78号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第78号公の施設の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第5・議案第79号

議長（市山 繁君） 次に、日程第5、議案第79号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。川原財政課長。

〔財政課長（川原 裕喜君） 登壇〕

財政課長（川原 裕喜君） 議案第79号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）につ

いて、御説明申し上げます。

平成23年度吉岐市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,133万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億2,976万2,000円とします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により定めております。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

2から3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正、歳入及び歳出の補正の款項の区分の補正額等については、第1表、歳入歳出予算補正に記載の2ページから3ページのとおりでございます。

歳入歳出予算補正の内容については、事項別明細書で後ほど御説明をいたします。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、追加、災害復旧事業債は、公共土木災害復旧事業債の起債で、150万円を追加し、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、事項別明細書により主な内容について、御説明をいたします。

8、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明をいたします。

10地方交付税1項地方交付税、今回、不足する財源につきまして、普通交付税8,952万円を増額補正をいたしております。

12款分担金及び負担金1項分担金1目農林水産業費分担金、2節の林業費分担金は、自然災害防止事業2地区分の地元分担金として、事業費に対し10%の70万円を補正をいたしております。

次に、2目の災害復旧費分担金で、農地災害60カ所分の受益者分担金として、事業費に対して10%の881万7,000円と、施設災害2カ所分の地元分担金として、事業費に対し5%の19万2,000円を合わせまして、900万9,000円を補正いたしております。

14款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金1節の公共土木施設災害復旧費負担金につきましては、道路災害5カ所の事業費に対しまして、補助率80%の620万円を補正をいたしております。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金2節の林業費補助金の自然災害防止事業費補助金は、2地区分の事業に対し、補助率50%の350万円を補正をいたしております。

次に、9目災害復旧費県補助金で、農地災害60カ所分の事業費に対し、50%の

4,408万7,000円と、農業用施設災害6カ所分の事業費に対し、65%の681万8,000円を合わせまして5,090万5,000円を補正をいたしております。

21款市債1項市債8目災害復旧事業債1節の補助災害復旧事業債につきましては、公共土木施設等災害復旧事業に係るもので、今回150万円を補正いたしております。

次に、10、11ページをお開き願います。歳出について御説明をさせていただきます。

まず、今回の補正につきましては、平成23年8月21日から23日、24日の豪雨により被災しました災害復旧関連事業等を補正するもので、自然災害復旧事業及び農地等災害復旧事業の総額で1億3,105万8,000円、公共土木災害復旧事業の総額は3,027万6,000円を今回補正をいたしております。

それでは、事項別明細書により御説明をいたします。

5款農林水産業費2項林業費2目林業振興費13節委託料は、2地区に係る林地災害測量設計委託業務で、今回、40万円を補正いたしております。

次に、15節工事請負費の660万円の補正は、8月の豪雨災害による林地災害防止工事2地区に対する経費を今回補正いたしております。

次に、19節負担金補助及び交付金では、同じく8月の豪雨による被災住居等林地災害土砂除去作業5地区に対する経費として100万円を補正いたしております。

10款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費1目農地及び農業用施設災害復旧費13節委託料は、80項目の査定設計書作成業務と、40項目の実施設計作成業務であり、今回合わせまして920万円を補正いたしております。

次に、15節工事請負費の1億382万8,000円の補正は、これも8月の豪雨災害による農地災害復旧工事の60カ所と、施設災害復旧工事6カ所の公共土木工事であります。また、小規模災害復旧工事は、排水路、農道の16カ所に係る経費を補正いたしております。

次に、19節負担金補助及び交付金は、農地及び農業用施設災害復旧事業40カ所の農地、用水路、ため池に係るもので、総事業費に対して70%の補助金986万3,000円を今回補正をいたしております。

10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費1目公共土木施設災害復旧費11節の需要費の修繕料は、これも同じく8月の豪雨災害によります26カ所の市道崩土除去分で170万円を補正いたしております。

次に、13節委託料は、災害復旧工事測量設計業務委託であり、道路27カ所と河川5カ所の300万円を補正いたしております。

次に、15節工事請負費の2,545万円の補正は、公共土木施設災害復旧工事の道路5カ所と小規模災害復旧工事の道路27カ所と河川5カ所にかかる経費を補正いたしております。

次に、12ページに、地方債の見込みに関する調書をそれぞれ記載しております。地方債の23年度末現在高、見込み額が290億9,881万7,000円となっております。

なお、資料2の23年度10月補正、補正予算の主要事業で、詳細な概要につきまして記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、平成23年度壱岐市一般会計補正予算(第6号)について、説明を終わらせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

〔財政課長(川原 裕喜君) 降壇〕

議長(市山 繁君) これから、議案第79号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。豊坂議員。

議員(11番 豊坂 敏文君) まず、歳入の関係で分担金があります。今度の9月の定例議会で、伝票関係について3連にしたほうが良いということを行いました。その経過についてお伺いをしたいと思います。今回からやるか、あるいは、新年度からやるか、そういう方向づけについて、どういう協議がなされているか、お伺いをしたいと思います。

それから、ここの中に、今度の災害の中で、測量関係が委託料が出ております。そういう中で、まず単独で測量設計をやられる分と、それから、委託でやられる分と、この林地については2カ所分委託料を組んであります。ほいじゃ、農業用施設とか、農道関係ですが、これ農地及び農業用施設の復旧関係ですが、今、財政課長は委託料は80カ所分ということをおっしゃいましたが、全部で84カ所あるわけですが、4カ所だけは単独で、市で設計をされるのか。

それから、私は、小規模災害とも、まず市のほうにトランシットも備品には載っていない。備品に載っているのは測量機器であり、1台だけしかないです。で、ほかに備品があれば、備品ということになって、リースか何かそういうことであるというなら別ですが、測量機器もなくて、全部委託料でやるちいうのは考え方が違うと。自分たちでやれるちいうような技術屋もあるわけですから、ある程度は委託料じゃなくて、自分たちで設計すべきだということをおっしゃっているわけですが、その点についてお伺いをしたいと思います。

それから、公共土木災害ですが、これについては32カ所というのは、小規模災害復旧工事について、道路27カ所と河川が5カ所、これを委託料でやって、本体の公共土木の災害5カ所、これは河川の5カ所が別になっているかわかりませんが、32カ所だけが測量設計業務に入っていると。あとの5カ所は自分たちで設計はやるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

まず、私は委託料でなくて、自分たちでやれるものはしたほうが良いと。何で委託ばかりに回すかということをお伺いしているわけですが、その点についてお願いします。

議長(市山 繁君) 宇野木会計管理者。

会計管理者(宇野木眞智子君) 納付書3連へという先月の予算特別委員会の折の質疑内容を十

分理解できておらず、大変申しわけございませんでした。

その後、担当課に3連にしたときの経費の増を見積もるために、その依頼をいたしました。そして、月初めの課長会でそれを依頼をしておるということを確認をいたしております。

それと、10月末に指定金収納代理の法定検査をする予定にしておりますので、そこでもいろんな事例を挙げていただいて、対策を講じる方法を検討いたしたいと思います。まず、印刷代だけにとどまらず、システムの改修を要するために、そのシステムの改修に見積もりを出すのにもかなりの時間を要するとのことでございます。その積算をするに当たって責任が生じるわけですので、その見積もりを出すにもかなりの時間を要するということでございます。

それで、新年度予算編成前にと考えておりましたが、業者の考えとしましては、システムの改修をするとすれば、24年度からはちょっと無理じゃないかというようなことでございます。

いろんな収納機関で税金を収納する場合には、いろんな事例が発生すると思われるんですけども、それをシステムは今の吉岐市仕様に改造をしてシステムを取り入れておりますので、それに追加のシステムを改修となれば、かなりの費用が係るということが考えられます。

それで、お金をかけないでどういう対策があるかということも考えるのが行政側ではないかとも考えておりますので、お急ぎでしょうけど、私も寝ても覚めてもこのことばかりで、ほかのことは考えられない状態でございます。どうぞいましばらく時間をいただけたらと思っておりますけど、お願いいたします。

議長（市山 繁君） 榊崎農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 豊坂議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、委託料の80カ所、そして、そのうち4カ所と言われましたけども、財政課長の説明は、80工区のうちに40カ所でございます。説明は、

今回の公共災害の災害については、個所数としては66カ所で、工区が80工区ということになっております。これは、1カ所の工事の取り扱いが150メートル以内であれば1カ所ということになりますので、2工区あっても1カ所ということで、全体で80工区ということでございます。

それで、すべて委託をするということで考えております。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 豊坂議員さんの御質問にお答えいたします。

今回、委託料を計上いたしておりますのは、27カ所と5カ所の30カ所分でございます。公共の分の5カ所につきましては、既存の予算の中で対処いたす予定でございます。

以上でございますが。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） まず、伝票の話から行きます。

答弁が長いです。伝票会計ちいうのは、今でも3連があります。2連があります。これについては統一すべきだという見解で言っているわけですが、全然内容がわからないというのはおかしいです。あれだけいろいろ議論して、3連のほうでないと、事故が起こりますよという話をしてるわけですから、これについては、業者側がどうのこうのじゃないんです。行政がどういう伝票を出すかで、どういう改革をするかで、システムに費用がかかる。これはシステムを1回変えればできるわけ、それについては、新年度に向けて、この前からまだ会議をやってその方針もまだ決まってないようですから、これについては改善をすべきだということで終わっておきますが、よく周知してください。何を、どう言いよるかだけは、はっきり理解をしていただきたい。

それから、まだ答弁がないのが1つあります。

測量機器については、市のほうにはないのか。備品購入については1台だけです。備品台帳、物品台帳については1台だけしかありません。じゃあ、何もなくて、市のほうは事前に概算とか、いろいろ出しているわけですが、ただメーター尺だけで計算をやって概算を出したのか。これについては、概算のときから全部委託をしているのか、これはできるはずで、ただ、この個所数が少ない、こういう自然災害については、自分たちでやれるところはやるという体制が必要だと思いますが、その点について、全部委託というのは何もしないちいうことです。その点について、部長の自分たちでやれるものはやるというぐらい、それぐらいの節度は、あるいはバイタリティーは欲しいと思います。どうぞ。

議長（市山 繁君） 農林水産部長。

農林水産部長（桝崎 文雄君） 委託業務の件ですけれども、議員おっしゃるように、本来は自分たちで、私たちも技術者がおりますので、やるべきところがございますが、今回の林地災害2カ所については、自分たちでできるならやろうということで、話はいたしております。

それと、農地災害についても、極力自分たちでやっていきたいわけですが、被災してから3カ月以内に国の査定がございます。そういったことがございますので、非常に時間が短いということで、写真撮りとか、そういったこともございます。本来は、私としても3分の1でも自分たちでやりたいということは思っておりますけれども、どうしても時間的なもので委託をいたしておるといってございます。

以上です。

議長（市山 繁君） 建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 豊坂議員さんの測量は自前でやるべきじゃないか、その意欲を持っておるかというふうなお尋ねでございます。

当然、職員としても、私たちも含めて、昔はそのようなことをやっておったところでございま

す。しかしながら、今、災害ちというのは、ある程度突発的に予期せぬものでございまして、現状の体制では、我々建設部といたしましても、かなり、中には夜の10時ぐらいまで恒常的に仕事をやっておるような職員もおるような実態でございます。

そのような中で、ある程度測量ちというのは、御存じのように一人でやるのが非常に不可能でございます。ある程度手配をしてやらなきゃならない。そういうふうなことから、あるいはまた、今、農水部長も申し上げましたように、査定がかなり切羽詰まって要求をされてくるような実態でございます。それに間に合うようにやらなければならないようなこと等を考えますと、やっぱり実態といたしましては、委託に頼らざるを得ないような今、状況でございます。そして、早く工事をして、そういう社会基盤の充実を図っていきたいというふうに考えておるところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（11番 豊坂 敏文君） 機器の関係は一つも出ませんが、機器がないから、されないのか。機器があっても検査を受けてないのか、その点についても答弁がない。わざとそれは逃げようでしょう。それはでけんですよ。測量機器がないなら、委託料を減らして備品購入でも買えばいいんです。あるいはリースでもいいんです。そういう対応を、測量機器がないから自分たちがやれないちいうのも一つの理由じゃないんですか。

以前は、旧町単位で備品がありましたよ。あるいは、リースがありましたよ。そういう体制も踏まえながら、ある程度自分たちでもやろうという意気込みを、建設部長、答弁を。

議長（市山 繁君） 後藤建設部長。

建設部長（後藤 満雄君） 先ほども申し上げますように、体制等を十分整えば、私たちが職務上やらなければならないとは十分承知をいたしておるところでございます。

ですから、先ほどから申し上げますように、時間的なもの、それから職員の体制等、少しその場に対応できない部分がありますので、委託に頼っておるようなところでございます。

以上でございます。

機械につきましては、台帳上は、今、1台というようなことを言われておるわけですが、旧町時代から実態を申し上げますと、台帳に載ってないのがちらほらあるように聞いておるところでございます。そういうものを実際は活用いたして、日常の簡易なものについては進めておるのが実態でございます。

これらにつきましても、このまま放っておくべきではないとは思っておりますので、順次整備をしていきたいと思っております。

以上ですが。

議長（市山 繁君） 豊坂議員。

議員（１１番 豊坂 敏文君） その期間については、すべて１年なり、２年なり、定期検査があります。これについては、定期検査してないから、今うやむやになってるんじゃないかと思いますが、検査をやって、自分たちでもある程度測量はできるわけですから、これは努力を願いたいと思います。

それでは、もう一つ言いますが、公共災害のところに水路があります。それから、これは農林水産の関係ですが、この中に、排水路と、それから、これは補助金の中はかまいませんが、小規模と公共の中に水路と排水路がありますから、この区分をちょっと明確に御答弁を。

議長（市山 繁君） 農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 済みません、遅くなりました。公共の農地災害の水路４カ所については、排水路でございます。

そして、小規模災害は排水路でございます。

議長（市山 繁君） ほかにありませんか。中村議員。

議員（１２番 中村出征雄君） 歳入について２点と、歳出について１点だけお伺いしたいと思います。

まず、歳入について、今回普通交付税を８，９５２万円計上されておりますが、普通交付税の決定額、そして、今回までの普通交付税を予算計上されたのが幾らで、あと、未計上分が幾らあるのか、まず、それが第１点目。

それから、災害復旧事業債、今回１５０万円予算計上されておりますが、多分この分は交付税措置があるので計上されておるのではなからうかとは思っておりますが、交付税措置があるのか、どうか。ないのか、あるのか。以上、歳入について２点。

それから、歳出について、林業振興費の被災住宅等、あるいは、林地の災害の土砂の撤去費の補正１００万円してあるようですが、これについては、５カ所のようなのですが、全体事業費何割を市単独で今回予算計上されておるのかです。

以上、３点についてお尋ねをいたします。

議長（市山 繁君） 川原財政課長。

財政課長（川原 裕喜君） ただいま中村議員の御質問に対しまして、お答えをいたします。

普通交付税の決定額が１００億７，７３４万７，０００円、１００億７，７３４万７，０００円でございます。それで、今回の補正６号で８，９５２万円財源を充当しておりますけれども、全体、今まで、６号までの補正が９６億５，６２６万円、９６億５，６２６万２千円です。それで、あと保留財源といたしまして４億２，１０８万７，０００円、４億２，１０８万７，０００円でございます。

それで、あと、公共土木事業債の起債の内容で、今、中村議員さんが言われますように、交付税措置のある内容につきましては、今回１５０万円を計上させていただいております。その償還

費の額のちょっとはつきりしないんですが、6割の算入があるというふうに思っております。

以上でございます。

議長（市山 繁君） 農林水産部長。

農林水産部長（榊崎 文雄君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

林業振興費の19節の土砂除去作業費についてでございますが、基本は、40万円上限です。40万円を超しますと、農地災害の補助の対象になりますので、40万円上限の2分の1ということで、20万円の5カ所ということで、100万円を計上いたしております。（「終わります」と呼ぶ者あり）

議長（市山 繁君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 質疑ありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第79号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 討論なしと認め、討論を終わり、採決いたします。

この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（市山 繁君） 起立多数です。よって、議案第79号平成23年度壱岐市一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際お諮りします。今臨時会において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（市山 繁君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

議長（市山 繁君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、平成23年第4回吉岐市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさんでした。

午後2時28分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 市山 繁

署名議員 田原 輝男

署名議員 豊坂 敏文